

平成 22 年度佐倉市一般会計当初予算案に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成 21 年 12 月 11 日～平成 21 年 12 月 25 日
意見募集結果	意見提出者 5 名、うち予算に関する意見 14 件、 手続き等に関する意見 10 件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0 件 原案のとおりとしたもの 24 件

(2) 意見内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	庁用車の購入について調達手段が「購入」となっているが、職員数や事業数等に基づき柔軟に運用台数を変更でき、かつ環境に有利な最新型車両を確保できる「リース」が望ましい。	庁用自動車はバンタイプの車両を主に購入しており、10 年以上使うことを想定していることから、リースより購入の方が低額となることから、購入することとしております。 車両台数は、職員数や事業量等に基づいた見直しによる削減を進めており、新規購入車両は、環境に配慮した低排出ガス認定車及び低燃費基準達成車を選定しております。 リースの導入につきましては、今後とも、選択肢の一つとして考えております。	無
2	西部自然公園に関係する「緊急雇用創出事業による西部自然公園区域山林整備」、「畔田沢谷津保全整備」については、公園整備計画が決定していない段階で先行的に予算化するのは計画決定に影響を与え、適当でないと史料するので削除されたい。	(仮称) 佐倉西部自然公園区域内山林整備事業につきましては、整備基本計画に基づき、健全な里山景観の復元を目指す基礎的な維持管理の手法として事業を進めてまいります。 畔田沢谷津保全整備については、「佐倉市谷津環境保全指針」に基づき、耕作等によって維持されてきた多様な生態系と自然景観を保全し、活用を図ることを目的として実施しています。 公募の市民による「畔田谷津ワークショップ」を組織し、谷津の保全手法や整備内容の検討及び保全活動等を実施しており、西部自然公園の整備に先駆けて、管理手法や整備手法を実験的に実施しているという側面もあり、引き続き、市民や農業者の皆様のご協力をいただきながら、実施してまいります。	無

3	「(仮)佐倉市西部自然公園整備事業(境界確定測量業務委託)」、「(仮)佐倉市西部自然公園整備事業緊急雇用創出事業」について、予算化しないでほしい。【理由】整備基本計画については、パブリックコメントの反映も含め、未決定で、また、総合計画も策定中であり、先行して予算化することは計画に影響を与える。境界は土地購入時に確定しているはず、また、今年度、緊急雇用で一部整備が行われたが、計画決定前には着手すべきでない。ゴミ処理対策等の環境や介護・福祉・子育て、教育等に使ってほしい。	(仮称) 佐倉西部自然公園区域内山林整備事業につきましては、整備基本計画に基づき、健全な里山景観の復元を目指す基礎的な維持管理の手法として事業を進めてまいります。 また未確定な境界は多数存在し必要な業務として順次確定するよう進めております。	無
4	新たに事業を行う場合はスクラップにする事業とセットにして進めるべき。費用は膨大、財政再建は進まない。マンネリ化された事業もかなりあると思う。	予算事業それぞれについて、その必要性を確認した上で予算措置を行っております。	無
5	納税催告業務委託については、市民の実情に寄り添った市政運営を行うべき部門を民間へ丸投げしていく危険性がある。効率性と財政削減が本来、強制執行を伴う公権力の行使を必要とするのか、逆に公的扶助を行うべきと判断するのか重要な決定を投げ出すことに繋がる。	納税の催告業務の実を委託するもので、その他の部分については引き続き市が直接対応してまいります。	無
6	窓口委託については、市民のプライバシーに最も近い窓口業務をなぜ民間に委託してしまうのか、大変危険であると市民は感じている。	集中改革プランの一環として民間委託を進めております。「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第 25 条により秘密保持の義務が課せられており、民間委託することでプライバシーを侵害することはないと考えております。	無
7	特別会計への赤字繰入について、法定繰り入れ以外の繰入について「赤字」という位置づけにしているのは佐倉市がそういう姿勢をとってきたから。たとえば、国保については、「赤字」ではなく、医療に対する市民へのセーフティネットとしてどこにどの程度の繰り入れを行うのかを試算してみたことはないのではないか。「赤字」で考えるのではなく、具体的に一般会計から繰り入れのべき考え方を示すべき。	国民健康保険は特別会計で運営しており交付税の基準で定められた一般会計からの繰出し以外は保険税等による独立採算が原則と考えます。	無
8	特別会計への赤字繰入について、下水道会計についても、雨水分の按分を入れるべき所、結果として赤字分の繰り入れにしている実態がある。一般会計から特別会計への市独自の繰り出し根拠を明確にすべきである。	一般会計からの繰入は法令等の定める基準の範囲であり、概ね健全な状況です。	無

9	今回の予算編成は、「入るをはかって出るを制す」の「出る」部分については多く語られるが、「入る」の部分の改革に手をつけていない。法人市民税の資本金の規模による傾斜税率は近隣自治体ではすでに導入済みであり、内陸工業地域としてはトップクラスにある佐倉市は積極的に導入を図るべきではないか。	市内法人が増収傾向にないこと、税源移譲による個人住民税の負担増などにより理解を得難い等の理由から、法人市民税の税率は標準税率を適用してまいります。	無
10	誘致企業のインセンティブとしての固定資産税分の助成は過大な誘致策と思われる。	平成 22 年度の企業誘致助成金につきましては、既に対象企業として認定を受けている企業に対し、固定資産税及び都市計画税分の助成を5年間実施するものです。考え方は様々あるかと思いますが、現在は必要な施策として実施しております。 市の企業誘致施策につきましては、平成22年度において、「産業振興ビジョン」の策定を計画しておりますので、市民を含めた委員の方々の意見をいただきながら、周辺市町村の状況も踏まえて、検討してまいります。	無
11	経常収支比率の問題は、単純な切り込み方をすれば、人件費分をさらに圧縮すればよいという論理になる。公債費は落とせるぎりぎりまで落としている今の佐倉市にあってこれ以上そぎ落とせる贅肉はおそらくない。さらに言えば、公債費中、いわゆる赤字公債の臨時財政対策債が多くを占める中で、国との関係も含めて相対的に何処の自治体も経常収支比率そのものがあがっていることをきちんと説明していく必要がある。単純に指標だけで財政を語るときに陥りやすい落とし穴ではないか。人件費を削ることは、市民サービスにも多大な影響があること、そのバランスをどう取るかの問題がある。	経常収支比率は決算による多くの指標の一つであり、総合的に判断されるべきものと考えます。経常収支比率を改善する目的で人件費を削減することはありません。 今後とも最少の経費で最大の効果が得られるように努めてまいります。	無
12	未利用地の買収について。今後特に施設整備で「保育園」「特別養護老人ホーム」建設の必要性はある。民間事業者の参入だけでなく、市民公募債等による複合型の福祉施設建設は検討に値する。市庁舎建設基金50億円を有効活用すること、西志津の多目的広場、市営住宅の跡地利用など市が管理する土地に市民サービスの向上や付加価値をつけた利用方法を検討していくことを	土地の有効利用については、不用品土地は売却するなど個々の条件によって判断しております。今後とも有効利用に努めてまいります。 庁舎建設基金は現段階で取り崩すことは考えておりません。	無

	提案する。		
13	総務課が行っている歴史資料の調査編集と教育委員会文化課の佐倉の歴史に関する調査や資料収集は、統一して予算化できないか。さらに、観光関係のガイドブックなど観光協会、商工会議所等のパンフレットと重複しているものがある。観光協会や商工会議所に事業委託をしている部分との重なりもありますので、せっかくなかった産業振興条例を活かして、観光ガイドマップの統一化をはかることが必要だ。このような重複あるいは整理統合出来る事業の割り出しはF Mソフト事業版として財政課は積極的に取り組むべきと思う。	総務課(市史編さん室)と文化課とでは、目的と事業内容等を整理し、分担・調整して、重複や無駄のないよう、予算化・事業執行をしております。また、(観光ガイドやその他の)各事業につきましても、重複等による非効率な予算・事業執行とならないよう、課をこえての事業計画作成や事業執行、及び予算編成過程等において精査することに、今後とも努めてまいります。	無
14	地域自治振興事務費と地域まちづくり協議会費用、市民提案型、行政提案型などの事業費についても見直しが必要。全体で数千万円の予算だが、従来型の自治会組織に対しての既得権的な予算となっていく危険性もあり、自発的なボランティアやNPOに対しての補助となるように組み替えていく必要性を感じる。市民協働条例に基づく予算執行ということだが、今年度、新たに自治基本条例が策定予定ということですので、「協働」と「自治」の違いについてもう少し整理をしてから具体的な事業へと結びつけていくように発展的解消を図ってはいかがかと思う。 自治会の在り方は説明会でも意見が出ていた「自主消防」組織の問題とも絡む。常備消防がなかった時代の「自主消防」の役割とは明確に変わっているにもかかわらず、旧態依然とした在り方では新規住民にはなかなか受け入れられない。 予算の重複を避けるためにも自治人権課と交通防災課が連携して実態の調査とその在り方について検討をすべき時期ではないか。	地域社会における各種課題の解決へ向け、地域コミュニティのための施策の充実も求められています。 自治基本条例との関係については、今後、条例との整合性を図る場面も想定されますが、市民参加と市民協働は施策として必要であると考えております。 ご指摘のあった地域自治振興事務費と地域まちづくり協議会費用、市民提案型協働事業補助金・行政提案型については、より多くの市民の皆様方にまちづくりに参加いただき、よい地域社会を作り上げていく上で必要な制度であると考えておりますことをご理解くださるようお願いいたします。 自主消防(消防団)の役割につきましては、常備消防と同様に市民の生命、身体、財産を守るという同じ役割です。 また、消防団は地域防災の要で重要な組織であると考えております。 予算につきましては重複していないものと理解しております。	無

(3) 手続き等に関する意見

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	市民の意見募集の期間が短すぎる。住民から意見を求めるには配慮がたりない。 3件	今回初めての試みであり、今後改善に努めます。ただし意見公募の期間については、予算編成作業の日程上、長期の設定は困難です。	無
2	広報紙やホームページだけではなく、図書館や公民館、出張所等できるだけ市民の目に触れるように公表してほしい。	市政情報室の外、各出張所等の掲示板に掲示しております。	無
3	公開説明会について、事業を予算書にしばられず、縦割りではない、横串の視点を入れたほうが良い。	予算書は規定の書式です。事業については横断的な事業については各部連携して実施しております。	無
4	市民参加の手法について、丸一日の日程をとり、市民は分野ごとに出入り自由にすることを提案する。一例としては、午前中は財政問題等、専門用語を用いて議論できる人たちをターゲットに行い、午後からは、個別の事業について行う。たとえば福祉、教育、道路や下水道・公園整備など都市計画に関わる事業、経済環境や農政に関わる事業というように各時間を区切って、その枠組みで、市内の様々な活動団体に参加を呼びかけてはいかかか。おそらく、日常的に市民活動、ボランティアやNPO活動をしている方たちは個別の事業に対しては様々な意見やアイディアを持っていると思う。	今回初めての試みであり、開催方法等につきまして、より参加しやすい方法を検討しながら、改善に努めます。	無
5	12月11日公表の渡された予算資料は、表題も無くきわめてお座なりであった。ちなみに前年は財政部長の編成方針、主なものだが経常的経費見直し状況などや当初予算（要求状況）をそろえた、それなりに分かりやすいものであった。今後改善を求める。	今回初めての試みであり、分かりやすくなるよう改善に努めます。	無
6	初めて公開説明会を開催し、前進したことは評価する。一方、持ち方や進行、運営さらには時間設定は不十分と思う。まず、参加者が、議員を除けば、10人程度の参加では淋しい。参加職員4対参加者1でどうか？あまりにも経費の無駄が多い。	今回初めての試みであり、今後改善に努めます。 市民の皆様に関心を持っていただけるよう努めてまいります。また参加者におかれましても、お誘いあわせて参加していただけたらと思います。	無

7	本番の説明では、30事業に絞った理由も説明も無かったし、疑問が残る。各部の予算編成方針を聞きたい。その上で、今年の重点要求を説明すべきだ。議員にとっては、各事業の概要が分かり勉強会として有効なのかも知れないが、それでは議員用の説明会でしかない。	30事業に絞った理由は冒頭説明の中で申し上げました。 予算額が1,000万円以上、新規、重要性、特徴的な事業を選択しております。 運営方法については今後とも改善に努めます。	無
8	当初予算が要求とはいえ、22/21 差額で-22億円。歳出が+27億円（前年が+3億円）。この落差は何か。はじめにこうした22年度の特長を説明すべき。重点施策の背景とその対応方針を聞きたい。そのうえで、個別的なものを示すべきと思う。	差額については冒頭の全体説明の中で行いました。 今回初めての試みであり、運営方法等について改善に努めます。	無
9	前年度やこれまでの継続事業で変更や改善、変更などを指摘され、それが改善されず残されているものもかなりあるが、その対処方針やその改善進捗を明らかにすることが必要である（外部評価や内部検査で指摘された項目）。	監査等の指摘については、その都度回答し明らかにしております。	無
10	経常経費のうち義務的経費+8.5億 一般経費-1.1億の主な項目と金額はどのようなものか。	義務的経費は主に人件費、公債費(借入金の返済)、扶助費(福祉の給付等)などです。 通常一般経費は経常的に必要とされる物件費、維持補修費などです。	無